



5月7日のTABI LABO(Webメディア)に『「できっこない」は思い込み。ダウン症でもカクテル飲めるし、セックスだってできる!』という記事が掲載されていました。

記事には、『ダウン症の人々への理解はここ数年で劇的に改善されたものの、「彼らにはできっこない」という彼らへの“思い込み”はまだ根深くあるのが現実のよう。そんな現状に抗議すべく、イタリアのダウン症団体「Coor Down」が、「世界ダウン症の日(3月21日)」に先立って“Assume That I Can”というタイトルのキャンペーンを実施した。』と書かれていました。

キャンペーンの動画には、カナダ人女優マディソン・デブリン(ダウン症)が出演しており、彼女はカメラに向かって、以下のように訴えています。

『ねえ、バーテンダー。あなたは私がカクテルを飲めないと仮定する。だからあなたは私にカクテルを作ってくれないんでしょ? だから私はカクテルを飲まないの。』



あなたの仮定は現実になるということを覚えておいて。

私の両親だってそう。彼らは私が一人暮らしてできないと仮定する。常に私のお世話をするでしょ? だから私は一人暮らしをしないわけ。

ボクシングのコーチも、学校の先生も。私ができないと思って教えないから、私はいつまでもやらないの。

でもね。あなたのその仮定が、もし現実にできるとしたら・・・。

私がカクテルを飲めると仮定してみて。あなたはカクテルを私に作ってくれる、だから私はカクテルを飲むの。

一人暮らしもボクシングも同じ。

パーティーに行くのも舞台上立つのもセックスもなんだってそう。できると考えてみて、そうしたらきっと私はやるんだから。』

動画の中の「あなたの仮定は現実になるということを覚えておいて」という言葉は、できないと仮定すると、できない現実が現れ、できると仮定すると、できる現実が現れるという意味です。

進路指導を進める中で、子供達に関わる私たちが、「できる」と仮定してサポートしていくことが必要だと改めて気付かされたように思います。

記事の最後には、『映像内で指摘されているあなたの仮定は現実になるというメッセージは、ダウン症をもつ人々だけでなく、「チャレンジしたいけど一歩が踏み出せずにいる」という、世界中の人にも力を与えたに違いない。』と書かれていました。

本校の児童生徒全員が、未来へ向かって自信をもって一歩を踏み出せるよう、日々の取組だけでなく、「思い」も大切にしていきたいですね。

引用記事 <https://tabi-labo.com> 2024/05/07

参照: Powerful Ad Challenges Assumptions About People With Down Syndrome, This viral Down Syndrome ad is smashing assumptions from every angle



産業現場等における実習



もうすぐ6月です。6月に入ると高等部では、「産業現場等における実習」が行われます。今回は、「産業現場等における実習」についてご紹介します。

産業現場等における実習（以下実習）は、日々の学校生活（作業学習や毎日の学習）で学んだことを基礎に、地域の職場等で実際に働くことによって、自分の適性や課題を知るために行われる学習です。

実習では、学校以外の場所で実際に働く体験をすることができ、実習先での仕事や働き方が、自分に合っているのか、これまで学校で「できる」と思っていたことが、社会の中でもできるのかを確認することができます。また、働いている人から、「働くことのやりがいや大変さ」などについて、話を聞くことができる貴重な機会でもあります。決して、就職活動として実習を行うわけではありませんが、高等部3年生にとっては、実習を通して、見聞きし、体験したことを参考にして、自分の進路を考えることができます。卒業後の進路について考える大切な機会でもあります。



実習は、「勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め実践的な態度を育てる」ことを目的に行われます。

生徒たちに「なぜ働くのか？」と質問すると、「お金を稼ぐため」「生活するため」という答えが返ってきます。「お金を稼いで、生活するためだけなの？」とさらに質問をすると、「税金を納める」などの答えが返ってきます。働くということは、お金を稼ぐ（経済性）だけではなく、社会的な役割を果たし社会の存続・発展に貢献する（社会性）ことや、能力や個性を発揮して自己実現をなす（個人性）という意義があります。実習だけで、社会性や個人性について考えることは難しいかもしれませんが、誰かの役に立てたという満足感（社会性）や、働くことで得られる充実感や達成感（個人性）を感じてほしいと願っています。



実習では、実習先によって取り組む内容は様々です。2週間の実習中に、実際の職業生活を経験することで、働くための態度やマナー、体力や集中力、持続力などについて何かを感じてきてほしいと思っています。

今年度の前期実習は、6月3日（月）～14日（金）までの10日間行われます。

1年生は、つがる地球村での環境整備や校内でのリサイクル活動やフルーツネット返しなど集団での実習です。徒歩でつがる地球村まで行き、午前中いっぱい草取り等の作業に取り組みます。1年生にとっては、初めての実習です。この実習では、「長時間の作業に取り組むことを通して、働く

ための体力や意識を高める」「自分の役割を理解し、仕事を最後までやり遂げる態度を養う」「身だしなみを整え、集団行動のルールや公共のマナーを守る態度を養う」ことをねらいとしています。働くこと(勤労の意義)を理解するとともに、働くために必要な体力や集中力をしっかりとつけてほしいと思います。



2年生は、初めての個別実習となります。どの生徒も、「知らない(慣れない)実習先」で、担当者からの指示を聞いて、作業に取り組むこととなります。慣れない場所、慣れない相手とのやりとりにより不安と緊張でいっぱいになり、体力だけではなく精神的にも鍛えられる2週間となります。5月には、



それぞれの実習先を訪問し、自己紹介をして、打合せを行いました。実習期間中の担当者の方を確認し、作業内容や準備物、また、実習期間中の注意点など、教えてもらったことをメモして事前学習や実習に向けて準備も進めてきました。また、公共交通機関を使って通勤をする生徒もいるため、休日を利用して、保護者の方とも練習を行いました(実習先へは、保護者の送迎もしくは自力での通勤となります)。

2年生は、これまで学校で学んできたことを、学校外でも発揮できるかチャレンジし、実際に仕事を体験し、自分のやってみたい仕事、自分に合った働き方を見つけてほしいと願っています。



3年生は、自分の進路を見据えての実習です。生徒の中には、2年生の時と同じ実習先で再度実習し、本当に自分に合っているのか、そこで長く働けるのかを確認する人、選択肢を増やすために、これまでとは違う実習先を選ぶ人とそれぞれです。3年生の実習では、卒業後の働き方を確認することが大切です。「働く生活」になったときに、何時に帰ってくるのか、帰ってからどんな生活をするのか、保護者のみなさまにもこの期間に卒業後の生活をイメージしてほしいと思います。

Q&A よくある質問

Q:(実習先の事業所では)送迎はありますか?

A:送迎車はありますが、実習中は利用契約をしていないので、生徒たちは送迎

車を利用せずに、保護者送迎もしくは公共交通機関や自転車等を利用しての自力通勤となります。(送迎車利用時に事故等があった際に事業所の送迎自動車保険の対象となりません。)



Q:実習中の昼食はどうなりますか?



A:実習先で食事の提供がある場合は、実習先の給食等を食べることができます。食事料金は事業所によって異なります。実習最終日に現金での支払いをお願いしています(一部例外あり)。

Q:実習中は放課後等デイサービスを利用してもいいですか？

A:大丈夫です!学校の授業の一環なので、放課後等デイサービスの利用は問題ありません。ただし、3年生で将来 B 型の事業所を利用しようと考えている場合は、卒業後の生活を具体的にイメージできるよう、放課後等デイサービスを利用せずに実習先からまっすぐ帰る経験もしておくことをオススメします。

Q:実習の時間は何時から何時までですか？

A:基本的に9:00~15:00程度を予定していますが、実習先によって若干早くなったり、遅くなったりすることがあります。また、**木曜日も早い下校とならない日程**での実習となります。放課後等デイサービス等の送迎をお願いしている場合は、あらかじめ事業所へ連絡をお願いします。

Q:公共交通機関で通勤する時に、先生と一緒に乗ってくれますか？



A:通勤の練習は、ご家庭でお願いします。「一人で、安全に気をつけて通勤できる状態」を確認してください。必要に応じて実習初日に、教員が通勤の状況を確認することもあります。一緒に通勤はしません(実習の巡回指導があり、一緒に通勤をすることは難しいです)。



就 労 ア セ ス メ ン ト



「就労アセスメント」という言葉を聞いたことがありますか？

障がいのある人たちの、就労面に関する情報を把握するために実施するものです。福祉サービスを利用する際に作成する「サービス等利用計画」作成のために行われ、必要な支援を明らかにすることが目的です。特別支援学校を卒業後、すぐに就労継続支援 B 型事業所の利用を考えている人は、この「就労アセスメント」を受ける必要があります。

就労アセスメントの内容としては、健康管理や対人技能、職業適性などがあり、何が得意で、何が不得意なのか、どのような指示(支援)をすれば、どれくらいの時間仕事に取り組めるのかなど、実態把握を行います。

就労アセスメントは、就労移行支援事業所で、5日~10日間程で行われます(基本的には長期休暇中に実施)。就労アセスメントを受けることで、①自分の障がいに対する理解を深めることができ、②どんな支援をうけることで、働きやすくなるかが分かります。また、③就労継続支援B型事業所を利用する理由が明確になります。西北地域では、就労アセスメントを行っている事業所が少ないため、計画的に取り組むことが必要です。

なお、令和5年3月の法律改正により、令和7年10月から「選択支援制度」に変更となります。ただし、**現在の高等部第2学年までは、現行の就労アセスメントを利用することとなります。**

「選択支援制度」については、年度内に地域の行政機関や事業所等で実施について検討を進める予定となっています。詳細が決まりましたら、進路ジャーナルでお知らせいたします。



お知らせコーナー



お知らせ 1

「福祉施設合同説明会」を開催します。

日時：令和6年7月5日（金）11:30～

場所：本校体育館

参加事業所：五所川原地区の福祉事業所

対象者：本校児童生徒、保護者

※詳細は、後日配付のお便りをごらんください。



お知らせ 2

「青森県立障がい者職業訓練校（弘前市）」の
オープンスクール（学校見学会）

日時：令和6年7月23日（火）

場所：青森県障がい者職業訓練校

弘前市緑ヶ丘1丁目9-1

対象者：高等部生徒及び保護者

※ご希望の方は進路指導部までお知らせください。

